



日野市

第5次日野市男女平等行動計画 の概要

Index

1. 第5次日野市男女平等行動計画とは
 2. 計画の位置づけ
 3. 計画の基本的な考え方
 4. 計画の成果目標
 5. 重点施策・新規事業と体系
 6. 男女平等を推進する体制のイメージ
- 参考： 策定の経過

1. 第5次日野市男女平等行動計画とは

- 「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例（平成14年4月1日施行）」に基づき、市民・事業者・行政の協働のもとに、家庭・職場・地域・学校などあらゆる場面（分野）での男女平等参画を、総合的かつ計画的に推進するための具体的な計画です。

計画1ページ

- 性別等にかかわらずすべての人が能力を発揮できる環境づくりを進め、誰もが安心して暮らし、働き、参画できる社会の実現を目指します。

- 計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間

計画3ページ

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
計画 名称	第4次日野市男女平等行動計画					第5次日野市男女平等行動計画				

2. 計画の位置づけ

計画3ページ

- 「男女共同参画社会基本法」に規定する「市町村男女共同参画計画」として、「第4次日野市男女平等行動計画」を継承するものです。
- 以下の法律に規定する市町村基本計画並びに推進計画の役割を担い、一体的に策定します。
 - 「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」(「日野市ジェンダー平等条例」)
 - 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(「配偶者暴力防止法」)」
 - 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(「女性活躍推進法」)」
 - 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(「女性支援新法」)」
- 「日野地域未来ビジョン2030」等の具体的な部門別計画として位置づけ、その他の関連計画との連携・調整を図りながら策定するものです。

■ 基本理念

計画41ページ

多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして

■ 基本方針

- 日野市が施策を進めるための計画であるとともに、市が市民・事業者と協働し取り組むことを前提とした計画です。
- 「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会」をめざすうえで、妊娠や出産等の女性の特性を理解し、状況に応じた支援を図ることは、社会として不可欠であり、男女間の格差や課題を解消するためには、より多くの方に参画の機会を提供する必要があるという考えのもと、理念・目標・施策を体系的に位置付けて取り組んでいきます。
- 策定後の取組については市民参画で評価を行い、第4次計画と同様に「できることを着実に」、真の実効性の確保に努めるとともに、市民にとって生活に身近な男女平等参画の推進をめざします。

3. 計画の基本的な考え方

計画42ページ

■ 基本目標

次の4つの目標を設定し、実現のための方向性を明確にし、解決に向けた施策を提示しています。

基本目標1 人権が尊重される 社会づくり

<めざす姿>

すべての人の人権が尊重され、認められている社会

すべての人が性別等や生き方にかかわらず尊重され、互いに違いを認め合いながら、安心して自分らしく暮らせる社会の実現をめざします。固定的性別役割分担意識を解消し、誰もが家庭や社会の責任を協力して担える環境づくりを進めます。

基本目標2 あらゆる暴力を 許さない社会 づくり

<めざす姿>

誰もが安心して安全に暮らせる、暴力を許さない社会

暴力を許さないという意識を社会全体に根づかせ、DVや性暴力、ハラスメントなどの未然防止と早期対応を進めます。関係機関との連携を強化し、被害者が安心して支援を受け、自立できる環境づくりをめざします。

基本目標3 誰もがあらゆる 分野でともに活躍 できる社会づくり

<めざす姿>

あらゆる分野で女性と男性がともに参画し、個性と能力を発揮できる環境が整っている豊かな社会

すべての人が性別等や立場にかかわらず、個性と能力を発揮できる地域・職場づくりを進めます。多様な生き方や働き方が尊重され、誰もが家庭・地域・職場でともに活躍し、安心して参加できる社会の実現をめざします。

基本目標4 男女平等参画の 推進体制づくり

<めざす姿>

男女平等参画の取組を市が推進するための体制

市民・事業者・行政が連携し、誰もが政策や地域づくりに参画できる体制を整えます。庁内でも率先して男女平等を推進し、職員一人ひとりが意識を高めながら、安心して働ける環境づくりをめざします。

4. 計画の成果目標

■ 成果目標

計画44ページ

第4次日野市男女平等行動計画を継承し、計画の着実な推進のため基本目標ごとに成果目標を設定します。
第5次計画での目標設定は以下の通りです。

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

	指標	当初 (令和元年度)	第4次 目標	現況 (令和6年度)	第4次目標 達成状況	第5次 目標
1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」そう思わない、あまりそう思わない人の割合	74.6%	増加 ↑	79.3% ↑	達成	増加 ↑
2	社会通念・習慣・しきたりにおいて男性の方が優遇されている、どちらかと言えば優遇されていると思う人の割合	78.2%	減少 ↓	80.3% ↑	未達成	減少 ↓
3	性的マイノリティへの理解促進によりカミングアウト※された場合に変わりにくく接することができる人の割合	41.3%	増加 ↑	「相手に寄り添って接したい」37.7% 「時間はかかっても理解に努めたい」30.8% 併せて68.5% ↑	達成	増加 ↑
4	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率の向上	子宮頸がん13.5% 乳がん 20.2%	増加 ↑	子宮頸がん 16.8% ↑ 乳がん 16.9% ↓ (令和6年度実績)	一部達成	増加 ↑

※カミングアウト…自身の性的指向や性自認を、本人が第三者に告白すること
1～3の当初・現況の値は「日野市男女平等についての市民意識アンケート調査結果報告書」より抜粋しています。

4. 計画の成果目標

計画44ページ

基本目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり

	指標	当初 (令和元年度)	第4次 目標	現況 (令和6年度)	第4次目標 達成状況	第5次 目標
1	配偶者や交際相手からの暴力の被害経験のある人の割合	17.0%	減少 ↓	12.2% ↓	達成	減少 ↓
2	配偶者や交際相手からの暴力を相談した人の割合	32.6%	増加 ↑	31.1% ↓	未達成	増加 ↑
3	ハラスメントを受けたことがある人の割合	31.6%	減少 ↓	39.7% ↑	未達成	減少 ↓

当初・現況の値は「日野市男女平等についての市民意識アンケート調査結果報告書」より抜粋しています。



4. 計画の成果目標

計画45ページ

基本目標3 誰もがあらゆる分野でともに活躍できる社会づくり

	指標	当初 (令和元年度)	第4次 目標	現況 (令和6年度)	第4次目標 達成状況	第5次 目標
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も内容も知っている人の割合	41.4%	増加 ↗	52.2% ↗	達成	増加 ↗
2	家庭生活において男性の方が優遇されている、どちらかと言えば男性の方が優遇されていると思う人の割合	55.2%	減少 ↘	53.6% ↘	達成	減少 ↘
3	職場において男性の方が優遇されている、どちらかと言えば男性の方が優遇されていると思う人の割合	67.5%	減少 ↘	53.5% ↘	達成	減少 ↘
4	平日における育児に関わっていない男性の割合	53.8%	減少 ↘	58.9% ↗	未達成	減少 ↘
5	「仕事が忙しいから」を理由として職業以外の社会活動、地域活動に参加していない人の割合	38.4%	減少 ↘	30.2% ↘	達成	減少 ↘

当初・現況の値は「日野市男女平等についての市民意識アンケート調査結果報告書」より抜粋しています。

4. 計画の成果目標

基本目標4 男女平等参画の推進体制づくり

	指標	当初 (令和元年度)	第4次 目標	現況	第4次目標 達成状況	第5次 目標
1	審議会・委員会における女性委員の割合 (日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例、国の第5次男女共同参画基本計画)	32.4% (令和2年4月現在)	40%	36.0%  (令和7年4月現在)	未達成	40%以上
2	市における女性管理職の割合 (日野市特定事業主行動計画に基づき設定)	24.9% (令和2年4月現在)	30%	28.6%  (令和7年4月現在)	未達成	30%以上
3	市職員の男性育休取得率の向上 (日野市特定事業主行動計画に基づき設定)	33.3% (令和元年度実績)	60%以上	83.3%  (令和6年度実績)	達成	100%かつ 1か月以上の 取得率 85%以上

■ 重点的に取り組む5つの施策(重点施策)

限られた予算を有効に活用し、男女平等の視点から課題を解決するため、優先すべき施策について検討し、全19施策のうち、次の5施策を**重点的に取り組む施策**として掲げました。

基本目標1 人権が尊重
される社会づくり

施策2

多様な性・多様な
生き方を尊重する
意識の醸成

多様な性、多様な生
き方、多様な家族の
在り方が尊重され
るよう取り組みを
行います。

基本目標1 人権が尊重
される社会づくり

施策3

性の尊重に関する
普及啓発と知識の
向上

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方を啓
発するための取り組みを行います。
また、主に若い世代が将来の健康や自身の可能
性を広げるために、性や妊娠に関する正しい知識
を身につけるられるよう取り組みを行います。

基本目標1 人権が尊重
される社会づくり

施策4

生涯を通じた心と
身体健康づくり
への支援

基本目標1 人権が尊重
される社会づくり

施策5

困難な問題を
抱える女性への
支援

「日野市困難を抱え
る女性への支援に
関する基本計画」と
して、庁内連携の
強化や法律の理解
促進のための取り
組みを行います。

基本目標3 誰もがあら
ゆる分野でともに活躍
できる社会づくり

施策6

男女平等参画の視
点を踏まえた防災
体制の充実

女性の視点を取り
入れた防災対策推
進のための取り組
みを行います。

5. 重点施策・新規事業と体系

■ 新規に取り組む5つの事業(新規事業)

19施策には、施策を推進するための39事業が紐づいています。

第4次計画から継承した事業のほか、第5次計画では、次の5事業を**新規**に事業として設定しました。

基本目標1 人権が尊重
される社会づくり

施策2

多様な性・多様な生き方
を尊重する意識の醸成

事業No.8

多様な生き方や
家族の在り方
についての啓発

計画49ページ

基本目標1 人権が尊重
される社会づくり

施策4

生涯を通じた心と身体の
健康づくりへの支援

事業No.11

若い世代への
妊娠・出産等に
関する正しい知識
の啓発と情報提供
の充実

計画52ページ

基本目標1 人権が尊重
される社会づくり

施策5

困難な問題を抱える女性
への支援

事業No.12

困難な問題を
抱える女性を
支援するための
庁内連携強化

計画52ページ

基本目標1 人権が尊重
される社会づくり

施策5

困難な問題を抱える女性
への支援

事業No.13

困難な問題への
理解促進

計画52ページ

基本目標3 誰もがあら
ゆる分野でともに活躍で
きる社会づくり

施策5

男性の家庭・地域活動へ
の参画推進

事業No.30

男性への
家庭参画や
地域コミュニティ
等に関する
情報提供

計画61ページ

5. 重点施策・新規事業と体系

2 計画の体系

計画43ページ

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔施策〕

多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして

1 人権が尊重される社会づくり

- (1) 性別に基づく固定的役割分担意識の解消
- (2) 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成 ★
- (3) 性の尊重に関する普及啓発と知識の向上 ★
- (4) 生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援 ★
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援＜新規＞ ★
「日野市困難を抱える女性への支援に関する基本計画」

「日野市配偶者暴力対策基本計画」

2 あらゆる暴力を許さない社会づくり

- (1) DV防止・対応の体制強化と相談窓口のさらなる周知
- (2) DV被害者の安全確保と自立への支援
- (3) 性犯罪・性暴力・ハラスメント等未然防止のための取組の充実
- (4) 性犯罪・性暴力・ハラスメント等被害者支援の充実

3 誰もがあらゆる分野でともに活躍できる社会づくり

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- (2) 子育て・介護への支援の推進
- (3) 多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくり
- (4) 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備
- (5) 男性の家庭・地域活動への参画推進＜新規＞
- (6) 男女平等参画の視点を踏まえた防災体制の充実 ★

4 男女平等参画の推進体制づくり

- (1) 行政の政策決定過程における女性の参画促進
- (2) 男女平等参画の庁内推進体制の強化
- (3) 市民・事業者等との連携による男女平等参画の推進
- (4) 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

「日野市女性活躍推進計画」

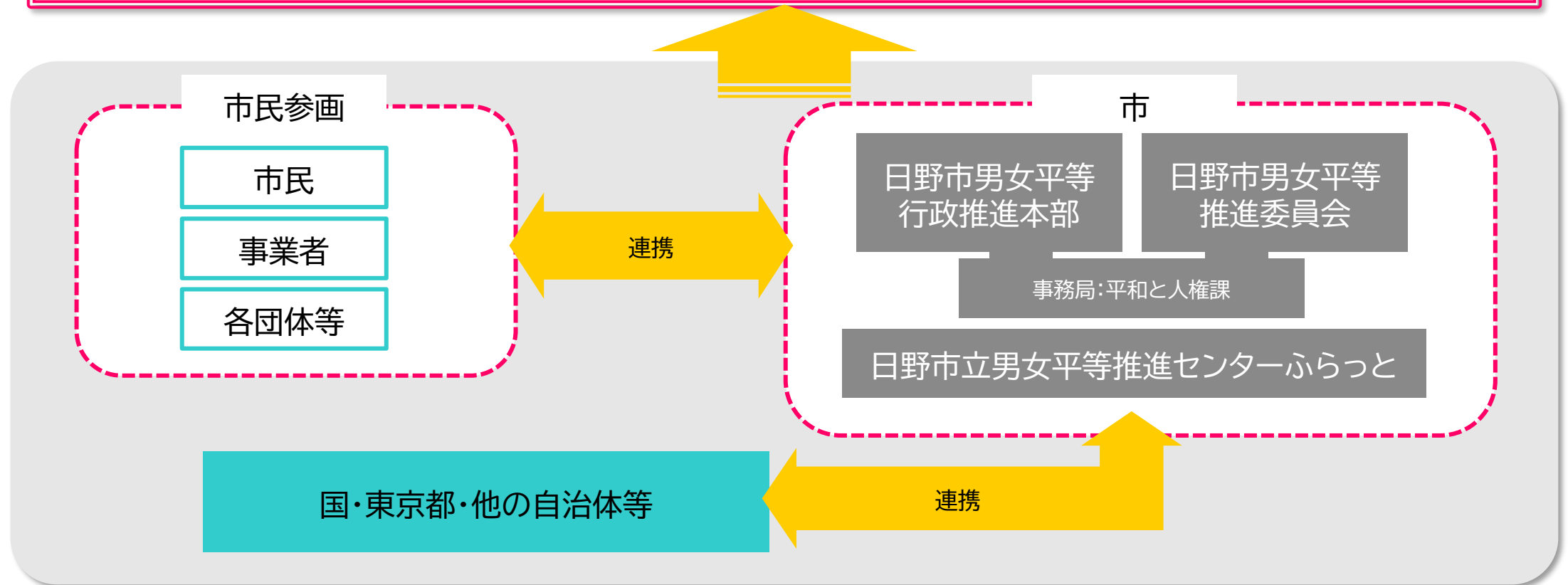
★は重点施策



6. 男女平等を推進する体制のイメージ

計画68ページ

多様な個性が尊重され、
誰もが等しく参画できる豊かな社会の実現



参考:策定の経過

